プロフェッショナル人材確保支援費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、徳島県内企業等における高度な専門性を持つ人材の確保と県外人材の徳島県へのUIJターンを促進するため、事業者が県外の実績のあるプロフェッショナル人材を新たに正規雇用する場合又はお試し就業の受入をする場合のプロフェッショナル人材の紹介に要する経費(人材紹介手数料)について、予算の範囲内で、事業者に補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則(昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
- (1) 徳島県プロフェッショナル人材戦略拠点 県内中小企業等の「攻めの経営」や経営改善の意欲を喚起し、プロフェッショナル 人材の活用による企業の経営革新の実現を促すことを目的として、県が設置した拠点 をいう。
- (2) プロフェッショナル人材

県外の大企業等において、専門的な技術や免許資格、知識や技能を修得し、企業の成長戦略を具現化していくことができる人材であって、次のすべての要件を満たす者をいう。ただし、事業を実施しようとする事業者の役員である者の3親等以内の親族である者を除き、徳島県外から徳島県内へ転入し、徳島県内の事業所で勤務する者に限る。

ア 別表1に掲げる分類のいずれかに該当すること。

- イ 原則として県外に在住しており、就業の開始に伴って県内へ移住すること。
- ウ 事業者が、徳島県プロフェッショナル人材戦略拠点の支援を受け、民間人材紹介 事業者等との連携による仲介によって就業が決定した者であること。
- エ 事業者と親会社又は子会社の関係にある会社からの転職等でないこと。
- (3) お試し就業

事業者とプロフェッショナル人材の双方が,正規雇用の採否を判断するため,書面による有期雇用契約又は出向契約(支店や子会社等への転勤・出向等に相当するものは除く。)に基づき,事業者において一定期間雇用することをいう。

- (4) 正規雇用・正社員 雇用期間の定めのない契約に基づく雇用形態をいう。
- (5) 本採用 お試し就業の終了後に正規雇用されることをいう。
- (6) 有料民間人材紹介事業者

徳島県プロフェッショナル人材戦略拠点に事前登録している民間の有料人材紹介事業者をいう。

(補助対象事業者)

- 第3条 この要綱の規定に基づく補助対象事業者は、プロフェッショナル人材を正規雇用をした者若しくはお試し就業として受け入れる契約を締結した者であって、次の各号に定める全ての要件を満たす者又はこれに準じる者として知事が特に認める者とする。
- (1) 別表2に掲げるいずれかの条件を満たす中小企業等又は中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項に掲げる中小企業団体であること。
- (2) 徳島県内に本店又は主たる事務所を有すること。
- (3) 雇用保険適用事業所の事業主であること。
- (4) 県税及び国税に未納がないこと。
- (5) 新たなプロフェッショナル人材の正規雇用又はお試し就業を開始した日の前日から 起算して6か月前の日から、補助事業の完了の日までの期間において、事業者の都合 により解雇(勧奨退職等を含む。)又は雇い止めを行っていないこと。
- (6) 暴力団(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第 2条第2号に規定されるもの)又は暴力団の構成員,暴力団又は暴力団構成員と密接 な関係を有する者に該当しないこと。

(補助対象経費等)

- 第4条 補助金の交付対象となる経費及び補助率等は、別表3のとおりとする。ただし、 算出された補助金の額に1, 000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる ものとする。
- 2 事業者に法令違反等の責がなくプロフェッショナル人材が自己都合により、お試し就業の期間中に離職した場合又はその終了後に本採用に至らなかった場合は、補助対象事業者としてみなすことができるものとし、プロフェッショナル人材の離職日までに要した経費を補助対象とすることができる。ただし、プロフェッショナル人材の雇用期間が、1か月未満の場合を除く。

(補助金交付申請書等)

- 第5条 補助金の交付の申請をしようとする事業者は、規則第3条の規定に基づき、新たなプロフェッショナル人材の正規雇用又はお試し就業を開始した日から起算して30日以内に、補助金交付申請書(様式第1号)に知事が定める書類を添えて提出しなければならない。
- 2 規則第3条の知事が定める書類は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 事業計画書(別紙1)
 - (2) 申立書(別紙2)
 - (3) 納税証明書(県税及び国税に未納がないことの証明)の写し
 - (4) 雇用保険適用事業所設置届事業主控(適用事業所台帳)の写し又は厚生労働省の運営するWEBサイト「労働保険適用事業場検索」における申請者検索結果の写し
 - (5) 法人格を有している場合は、登記事項証明書の写し
 - (6) 事業概要等がわかる会社案内パンフレット等
 - (7) プロフェッショナル人材の履歴書及び職務経歴書の写し
 - (8) プロフェッショナル人材の住民票の写し(県内への転入が確認できるもの)
 - (9) プロフェッショナル人材の雇入通知書,雇用契約書又は出向契約書等の写し

- (10) 有料民間人材紹介事業者へ支払う手数料の見積書の写し
- (11) 有料民間人材紹介事業者へ支払う手数料の返金条項がわかるもの
- (12) その他知事が必要と認める書類
- 3 当該補助金の申請は、1事業者につき原則1人までとする。

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第5条第1項各号に掲げる事項及び規則第15条の2に規定する事項は、補助金交付の決定の条件となる。

(併給調整)

第7条 知事は、補助金の交付の申請をしようとする者が、国又は地方公共団体その他団 体等から補助金とは別に、補助金の対象となる経費に対して助成等を受けた場合又は助 成等を受けることが明らかな場合は、補助金を交付しないものとする。

(軽微な変更)

- 第8条 規則第5条第1項第1号の知事が定める軽微な変更は、雇用条件の変更又は補助 対象経費の20パーセントを超える増減を伴う変更以外の変更とする。
- 2 規則第5条第1項第2号に知事が定める軽微な変更は、次に掲げる場合をいう。
 - (1) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の創意工夫により、より効果的に補助目的達成に資するものと考えられる場合
 - (2) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(変更の承認の申請等)

- 第9条 規則第5条第1号から第3号までの規定による知事の承認を受けようとする者は、あらかじめ補助事業変更承認申請書(様式第2号)又は補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。ただし、前条に規定する軽微な変更については、この限りでない。
- 2 規則第5条第1項第4号の規定による知事への報告をしようとする者は、その理由及 び補助事業の遂行の状況を記載した補助事業遂行状況報告書(様式第4号)を速やかに 知事に提出しなければならない。

(実績報告書等)

- 第10条 規則第11条の規定による実績報告書(様式第5号)は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。
- 2 規則第11条の知事の定める書類は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 事業実績報告書(別紙3)
 - (2) プロフェッショナル人材に係る賃金台帳等の写し
 - (3) プロフェッショナル人材の出勤簿等の写し
 - (4) その他補助事業の実施が確認出来る書類(契約書,領収書の写し等)
 - (5) その他知事が必要と認める書類

(補助金の請求)

第11条 規則第12条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金請求書(様式第6号)に当該通知に係る通知書の写しを添えて、知事に補助金の請求をしなければならない。

(補助金の支払)

第12条 知事は、前条の補助金請求書等を受理した後に、補助金を支払うものとする。

(補助金の返還)

- 第13条 規則第15条に定める場合のほか、次のいずれかに該当する場合は、知事は当該補助金の交付決定を取り消し、支払った補助金の返還を命ずることがある。
- (1) 偽りその他不正な行為によって本補助金の支給を受けた場合
- (2) プロフェッショナル人材を、補助事業完了の日の翌日から起算して1年を経過する 日以前に、プロフェッショナル人材に責がないにもかかわらず、事業主の都合により 解雇した場合

(状況報告)

- 第14条 知事は、プロフェッショナル人材の新たに正規雇用又はお試し就業の期間中において、必要に応じてプロフェッショナル人材の勤務状況やプロフェッショナル人材の 雇用に伴う事業者の業務運営の状況等について報告を求め、又は現地調査を行うことができるものとする。
- 2 事業者は、補助事業を完了した日の翌日から起算して1年を経過した日から起算して 1か月以内に、プロフェッショナル人材の就業状態について、就業状況報告書(様式第 7号)により知事に報告しなければならない。なお、1年を経過する日以前にプロフェッショナル人材が退職したときは、事業者は、当該退職日から起算して1か月以内に知事に報告しなければならない。
- 3 前項の場合において、補助対象経費に変更が生じたときは、知事は、変更後の補助 対象経費に対して第4条第1項の規定により補助金の額を算出し、既に交付した補助 金の額が算出した額を超過する場合は、補助事業者に対し、差額の返還を命ずること ができるものとする。

(書類の保管)

- 第15条 補助事業者は、この補助金に係る経理についての収入及び支出の事実を明確に した帳簿及び証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を保存しなければならない。
- 2 規則第16条の帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し、必要な事項は知事が別に定める。

附則

- この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。 附 則
- この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

別表1 (第2条関係)

分類	内容	必要とされる実務経験	判断基準
経営力の強化	経営者を支え、企業マネ ジメントに携わる人材、 または円滑な事業継承を サポートできる人材	大手メーカーや大手商社 などの企業経営の中枢部 門を担っていたようなマ ネジメント経験者等	を を を を を を を が を が を が を が を が を が を が を の が を が を が を の が を の が と の の の の の の の の の の の の の
生産力の向上	製造やサービス等の現場で生産性をアップさせたり,新たな価値を生み出すことのできる人材	大手企業の工場長や製造 部門長,あるいはサービ ス部門の店長など生産・ サービス分野でのリーダ 一経験者等	
新技術・ 新商品の開発	自社のコア技術を理解した上で、周辺分野への応用や新しい商品などを生み出せる人材	大手企業等の開発リーダ ーの経験者などで,科学 的センスや商品企画のセ ンスを有する者等	
新事業展開 · 販路拡大	新しい事業分野の立ち上 げ、参入や新商品・既存 商品を問わず市場開拓な どに不可欠な人材	新事業分野の業界に携わっていたマネージャーや 同じ業界での営業経験と 人脈を有する者等	
その他	特許の知識・デザイナー としてのセンス, ITに おける専門知識(セキュ リティ, JAVA 等) など を活かせる人材	大手企業や弁護士事務所 で特許を,デザイン事務 所でデザインを,IT企 業で専門分野を担当して いた専門的経験者等	

別表2 (第3条関係)

業種分類	資本金の額又は出資の額	常時雇用する従業員数	
製造業,建設業,運輸業 その他の業種(卸売・小 売・サービス業を除く)	10億円未満	300人以下	
卸売業	10億円未満	100人以下	
小売業	10億円未満	50人以下	
サービス業	10億円未満	100人以下	

別表3 (第4条関係)

補助対象経費		壮	法 中人去4四 <i>库据</i>
項目	内 容	補助率	補助金交付限度額
人材紹介手数料	プロフェッショナル人材の確保にあたり、事業者等(徳島県プロフェッショナル人材の確保紹介事業者等(徳島県プロフェッン者に限る。)に支払った人材紹介事業を担いた人材紹介の登録がある。)に支払った人材紹介の登録がある。)がである業務は、プロ知見の課とである。(マニュアルに基づく、プロングを活用を変する。(マニュアルに基がである。である業務や単純ノウハウをは、対の知見及である場合は、対象外とする。)	対象経費 1/2以内	1人につき80万円を上限とする。